個人情報保護法とGDPRの対比表

OECD8原則	個人情報保護法	GDPR
①収集制限の原則	適正な取得(第17条) 取得に際しての利用目的の通知等(第18 条)	適法性、公平性及び透明性の原則(第5条1項 (a)) 目的の限定の原則(第5条1項(b))
②データ内容の原則	利用目的による制限(第16条) データ内容の正確性の確保(第19条)	目的の限定の原則(第5条1項(b)) 正確性の原則(第5条1項(d)) 記録保存の制限の原則(第5条1項(e))
③目的明確化の原則	利用目的の特定(第15条)	目的の限定の原則(第5条1項(b))
④利用制限の原則	利用目的による制限(第16条) 第三者提供の制限(第23条)	目的の限定の原則(第5条1項(b))
⑤安全保護の原則	安全管理措置(第20条) 従業者の監督(第21条) 委託先の監督(第22条)	完全性及び機密性の原則(第5条1項(f))
⑥公開の原則	保有個人データに関する事項の公表等 (第27条)	適法性、公正性及び透明性の原則(第5条1項(a)) その他 (データ主体の権利行使のための透明性のある情報提供、連絡及び書式)(第12条) (データ主体から個人データが収集される場合において提供される情報)(第13条) (個人データがデータ主体から取得されたものではない場合において提供される情報)(第14条)
⑦個人参加の原則	開示(第28条) 訂正等(第29条) 利用停止等(第30条) 理由の説明(第31条) 開示等の請求等に応じる手続き(第32条) 手数料(第33条)	適法性、公平性及び透明性の原則(第5条1項(a)) その他 (データ主体の権利行使のための透明性のある情報提供、連絡及び書式)(第12条) (データ主体のアクセス権)(第15条) (訂正の権利)(第16条) (消去の権利)(第17条) (取扱いの制限の権利)(第18条)
⑧責任の原則	個人情報取扱事業者による苦情の処理 (第35条)	アカウンタビリティの原則(第5条2項)

[※]個人情報保護法第24条は、OECD8原則には含まれないが、OECDプライバシーガイドライン上でその規定の趣旨に沿った措置が求められている。GDPRでは第44条から第46条で、個人情報保護法第24条の規定の趣旨に沿った措置が求められている。